

令和6年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年9月24日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月24日 午前9時00分宣告（第5日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さとみ
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 策 推 進 室	室 長	小島 昌己		
	総 務 部	部 長	鈴木 敬	総務課長	藤下 真人
	民 生 部	部 長	不破 生美	住民課長	戸谷 政司
		保険医療 課 長	後藤 雅幸	介護支援 課 長	松井智恵子
		こども 福祉課長	飯田 陽亮		
	産 業 建 設 部	部 長	肥尾建一郎	次 長 兼 まちづくり 課 推 進 長	福谷 光芳
		土木農政 課 長	東方 俊樹		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	服部 幸太		
	上下水道部	部 長	伊藤 和光	水道課長	寺本 章人
		下 水 道 課 長	北條 寿文		
	消 防 本 部	消 防 長	竹内 豊		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服部 英生	教 育 部 長 教 次	舘林 久美
		給食セン ター所長	浅井 修	教育課長	兼岩 英樹
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	萩野 み代	書 記	荒木 慎介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1	議案第54号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について
日程第2	議案第55号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について
日程第3	議案第56号	給食用食器購入契約の締結の追認について
日程第4	議案第57号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について
日程第5	議案第58号	蟹江町庁舎設備品購入契約の締結の追認について
日程第6	議案第59号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について
日程第7	議案第60号	教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について
日程第8	議案第44号	表彰について
日程第9	議案第45号	蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第46号	蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
日程第11	議案第48号	令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
日程第12	議案第49号	令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第50号	令和6年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第51号	令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第52号	令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第53号	令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	認定第1号	令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第2号	令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第3号	令和5年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第4号	令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第5号	令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第6号	令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第23 認定第7号 令和5年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について

日程第24 認定第8号 令和5年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

日程第25 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第26 発議第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第27 閉会中の所管事務調査及び審査について

追加日程第28 議案第54号 教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について

追加日程第29 議案第55号 教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について

追加日程第30 議案第56号 給食用食器購入契約の締結の追認について

追加日程第31 議案第57号 教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について

追加日程第32 議案第58号 蟹江町庁舎施設備品購入契約の締結の追認について

追加日程第33 議案第59号 教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について

追加日程第34 議案第60号 教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

本日は、令和6年第3回蟹江町議会定例会の最終日です。ご協力のほど、よろしくお願いします。

議員の皆さんのタブレット及び理事者の皆様のお手元に、発議第2号及び発議第3号の意見書提出議案並びに総務民生常任委員会審査報告書を配付してありますので、お願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いします。

本日、山本代表監査委員より欠席の申出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 議案第54号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」

日程第2 議案第55号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」

日程第3 議案第56号「給食用食器購入契約の締結の追認について」

日程第4 議案第57号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」

日程第5 議案第58号「蟹江町庁舎設備品購入契約の締結の追認について」

日程第6 議案第59号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」

日程第7 議案第60号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」

の計7案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 館林久美君

それでは、皆様、おはようございます。

このたび、他の市町村で同様の事例がありました。当町におきましても該当事案がありましたので、本日、追加で上程をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

順にご説明をさせていただきます。

議案第54号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」。

蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蟹江町条例第13号）第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに下記のとおり契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、契約の目的。教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。2,146万9,126円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額190万7,268円）

4、契約の相手方。愛知県稲沢市生出郷前町31番地。有限会社今枝書店。取締役社長、今枝秀一。

5、支出科目。令和6年度一般会計、9款教育費、2項小学校費、2目小学校教育振興費、10節需用費でございます。

2ページをお願いいたします。

随意契約による指名業者選定調書でございます。

こちらにつきましては、本契約は納入場所を蟹江小学校、舟入小学校、学戸小学校の3校におきまして今枝書店において納入をしていただいております。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準です。

1、令和6・7年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出され、登録されている業者である。

2、本物件購入については、教科書等は一般書店での取扱いがなく、海部地区の小学校教科書取次供給指定店と随意契約を行うことが必要不可欠である。

3、上記の理由から、株式会社マツバラヤ書店と有限会社今枝書店の2社を選定した。

4ページをお願いいたします。

令和6年3月28日執行の見積徴収結果調書となります。

予定価格2,189万9,000円のところ、今枝書店にて2,146万9,126円のお見積書を提出いただいております。

議案第54号のご説明につきましては、以上となります。

続きまして、議案第55号です。「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」。

蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蟹江町条例第13号）第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議

決を経ずに下記の通り契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、契約の目的。教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。1,331万4,746円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額118万5,712円）

4、契約の相手方。愛知県津島市橋詰町一丁目4番地。株式会社マツバラヤ書店。代表取締役、水谷靖。

5、支出科目。令和6年度一般会計、9款教育費、2項小学校費、2目小学校教育振興費、10節需用費でございます。

2ページをお願いいたします。

随意契約による指名業者選定調書でございます。

こちらにつきましても、納入場所を須西小学校と新蟹江小学校の2校についてマツバラヤ書店で納入させていただくところでございます。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準です。

こちらにつきましては、先ほどの議案第54号と同様の内容となりますので、省略をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

令和6年3月28日執行の見積徴収結果調書となります。

予定価格1,410万1,000円のところ、マツバラヤ書店にて1,331万4,746円の見積書を提出いただいております。

議案第55号の説明は以上となります。

続きまして、議案第56号です。「給食用食器購入契約の締結の追認について」。

蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蟹江町条例第13号）第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに下記の通り契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、契約の目的。給食用食器購入。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。758万3,400円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額68万9,400円）

4、契約の相手方。愛知県名古屋市中村区名駅南三丁目13番20号。株式会社中西製作所名古屋支店、支店長、高杉幹雄。

5、支出科目。令和6年度一般会計、9款教育費、5項保健体育費、1目学校給食管理費、

10節需用費でございます。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書です。

1番のハヤカリ産業株式会社から5番の中日厨房設備株式会社までの5社となります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

業者選定基準です。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、指名業者数は、おおむね5社以上とする。

2、令和6・7年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出されている業者のうち、希望種目の小分類「厨房機器」として登録しており、食器洗浄機の調整が行える業者として、細分類「食器洗浄機」に登録されている業者は56社である。

3、上記2の業者のうち、「厨房機器」についての希望順位が1位の業者は19社であり、その中で過去2年間に官公庁との食器納入契約実績がある業者は11社である。

4、上記3の業者のうち、過去に本町が実施した同種の入札に対し誠実に履行した実績のある業者は5社である。

5、上記の理由により、本物件購入の指名業者として5社を選定した。

4ページをお願いいたします。

令和6年5月29日に執行いたしました入札執行調書となります。

本契約の内容につきましては、給食用食器2種類を購入をさせていただくことでございます。

数量につきましては、それぞれ3,300枚となります。

業者番号3番の中西製作所が落札しております。執行率は96%でございました。

以上、議案第56号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第57号をお願いいたします。「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」。

蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蟹江町条例第13号）第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに下記の通り契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、契約の目的。教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。1,182万8,026円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額106万2,369円）

4、契約の相手方。愛知県稲沢市生出郷前町31番地。有限会社今枝書店、取締役社長、今

枝秀一。

5、支出科目。令和3年度一般会計、9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、10節需用費でございます。

2ページをお願いいたします。

随意契約による指名業者選定調書です。

納入場所が、蟹江中学校、蟹江北中学校の2校分でございます。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準です。

1、令和2・3年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出され、登録されている業者である。

2、本物件購入については、教科書等は一般書店での取扱いがなく、海部地区の中学校教科書取次供給指定店と随意契約を行うことが必要不可欠である。

3、上記の理由から、有限会社今枝書店を選定した。

4ページをお願いいたします。

令和3年3月23日執行の見積徴収結果調書となります。

予定価格1,234万1,000円のところ、今枝書店にて1,182万8,026円のお見積りをいただいております。

議案第57号までのご説明につきましては、以上となります。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。

議案第58号につきましては、民生部よりご提案申し上げます。

議案第58号「蟹江町庁舎施設備品購入契約の締結の追認について」。

蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蟹江町条例第13号）第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに下記の通り契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、1、契約の目的。蟹江町庁舎施設備品購入。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金858万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金78万円）

4、契約の相手方。愛知県海部郡蟹江町本町十一丁目87番地。安達商店、梅村武司。

5、支出科目。令和2年度一般会計、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、17節備品購入費。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。

指名業者につきましては、1番の松枝商会から5番の安達商店までの5社でございます。

3ページをお願いいたします。

指名業者選定基準でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、指名業者数は、おおむね5社以上とする。

2、令和2・3年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出されている業者のうち、希望種目の中分類文房具・事務用機器、細分類事務用家具に登録されている業者は129社である。

3、蟹江町建設工事請負業者選定要領の規定を準用する地元業者は3社のみであった。

4、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数5社に満たないため、上記2の業者のうち海部地域に所在する業者で、当該分類に係る希望順位が1位の2社を追加した。

5、上記の理由により、本物件購入の指名業者として5社を選定いたしました。

4ページをお願いいたします。

4ページは、入札執行調書でございます。

入札日時は、令和2年10月9日でございます。

こちらは、蟹江町の庁舎施設備品の購入で、コロナウイルス感染症対策として、パーティションや記載台を購入したものでございます。

予定価格は、税抜きで800万4,545円、落札業者は安達商店で、税抜き価格で780万円で落札でございました。

以上でございます。

○教育次長 舘林久美君

それでは、続けてお願いいたします。

議案第59号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」。

蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蟹江町条例第13号）第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに下記の通り契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、契約の目的。教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。2,202万880円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額196万6,580円）

4、契約の相手方。愛知県津島市浦方町37番地。合名会社山城屋書店、代表社員、津坂幹雄。

5、支出科目。令和2年度一般会計、9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、10節需要費でございます。

2ページをお願いいたします。

随意契約による指名業者選定調書でございます。

本契約の納入場所につきましては、上段の合名会社山城屋書店により、蟹江小学校、舟入小学校、学戸小学校の3校分でございます。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準でございます。

1、令和2・3年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出され、登録されている業者である。

2、本物件購入については、教科書等は一般書店での取扱いがなく、海部地区の小学校教科書取次供給指定店と随意契約を行うことが必要不可欠である。

3、上記の理由から、合名会社山城屋書店と株式会社マツバラヤ書店の2社を選定した。

4ページをお願いいたします。

令和2年3月23日執行の見積徴収結果調書となります。

予定価格が2,241万4,511円のところ、山城屋書店にて2,202万880円のお見積りをいただいております。

議案第59号についてのご説明は以上となります。

続きまして、議案第60号です。「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入の締結の追認について」。

蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蟹江町条例第13号）第3条の規定に基づき、本来、議会の議決を経て契約すべきところ、議会の議決を経ずに下記の通り契約していたため、議会の追認を求める。

令和6年9月24日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、契約の目的。教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。1,362万4,763円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額122万220円）

4、契約の相手方。愛知県津島市橋詰町一丁目4番地。株式会社マツバラヤ書店、代表取締役、水谷靖。

5、支出科目。令和2年度一般会計、9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、10節需要費でございます。

2ページをお願いいたします。

随意契約による指名業者選定調書でございます。

本契約の納入場所につきましては、須西小学校と新蟹江小学校の2校分でございます。

3 ページをお願いいたします。

業務選定基準です。

こちらにつきましては、先ほどの議案第59号と同様の内容となりますので、省略をさせていただきます。

4 ページをお願いいたします。

令和2年3月23日執行の見積徴収結果調書となります。

予定価格1,372万7,560円のところ、マツバラヤ書店にて1,362万4,763円のお見積り書を頂戴しております。

議案第60号の説明は以上となります。

追認議案といたしまして、ただいま7本の一括上程をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催します。全員協議会は協議会室にて行います。

それでは、本会議を暫時休憩します。

(午前9時24分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時02分)

○議長 水野智見君

議案第54号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」から、議案第60号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」までの計7件の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第54号から議案第60号までの7案について精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第54号から議案第60号までの7案は精読とされました。

ここで、住民課長、給食センター所長、教育課長の退席と、保険医療課長、こども福祉課長の入場を許可します。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前10時03分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時04分)

○議長 水野智見君

日程第8 議案第44号「表彰について」

日程第9 議案第45号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」

日程第10 議案第46号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を一括議題とします。

本案は、総務民生常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 石原裕介君、ご登壇ください。

(4 番議員登壇)

○総務民生常任委員長 石原裕介君

総務民生常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る9月6日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第44号「表彰について」を議題としました。

審査に入ったところ、「蟹江町政功労者表彰及び礼遇条例の第2条第1項で、議会議員は在職期間8年以上で表彰されると規定されており、さらに第2項でも在職期間12年以上で終身「蟹江町政功労者」になると規定されているが、違いは何か。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「終身顕彰は一般表彰より上位の表彰という位置づけである。終身顕彰者の待遇方法として、町の表彰式、記念式、追悼式典等の重要式典行事に招待して臨場を仰ぐというものも蟹江町政功労者表彰及び礼遇に関する規程に定めている。」という内容の答弁がありました。

次に、「蟹江町表彰条例、蟹江町政功労者表彰及び礼遇条例の第3条第1号の刑事事件に関して、その事象がやんだときは表彰対象になるのか。また、表彰後に刑事事件に起訴または処された場合は取消しになるのか。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「どちらも現状知る限り対象者はいない。条例で現に起訴されている者または刑に処された者については表彰しないものと定められているため、条例に基づいて決定するものである。」という内容の答弁がありました。

次に、「他の表彰には基準年数があるが、社会事業、地方民生、運輸交通の表彰は、表彰

条例に規定がない。年数の目安はあるのか。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「表彰選考内規の条例第2条第3号以下で、町内会などにおいて、社会公益事業に20年以上従事し、その発展に貢献し功績の顕著なもの、国や県またはこれらに準ずる機関から各種委員として15年以上従事し、その功績の顕著なものと定めており、それに基づいて表彰審査委員会で認めていただいて、議会に上程することとしている。」という内容の答弁がありました。

次に、「寄附された災害用ベンチはどこに設置されているのか。また、誰がどのように使用するのか。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「蟹江町産業文化会館の東にある中央児童公園に設置しており、ベンチの中に救助工具セットと担架が入っている。有事の際には道具や工具を活用していただきたい。」という内容の答弁がありました。

次に、「黒川紀章氏顕彰碑について大々的に宣伝するなどの考えはあるのか。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「寄附を受けたときに新聞や町広報に掲載した。まずは、図書館などへの来訪者に見てもらえる形になっているため、状況も勘案しながら考えていく。」という内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第44号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、「手当の支給回数が3回から6回になったが、10月から条例が適用されるといつから支給になるのか。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「前月2か月分を翌月に支給するため、改正後第1回目は令和6年12月に10月、11月分を支給する。」という内容の答弁がありました。

次に、「支給対象者に「18歳に到達後の最初の3月31日まで」とあるが、学年の終わりは4月1日のため、4月1日に誕生日を迎えた人は次の3月31日までが支給対象と理解できる。これについて説明を求める。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「法的に誕生日の1日前をもって何歳到達との考え方で学年の設定をされている。その関係で3月31日に到達とは、4月1日に誕生日を迎えた方も含めた考え方となる。」という内容の答弁がありました。

次に、「改正後の多子加算の算定方法のただし書の中、「監護相当かつ生計費負担をしている児童に限る」の説明を求める。また、これは自己申告か。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「監護相当とは、例えば、離れて大学で暮らしている場合でも、定期的な連絡、面会などをしていれば監護相当と考えられる。生計費の負担については、家賃の補助をしていたり学費を払っているのであれば生計費の負担をしていると捉えられる。また、申告には確認書の様式があり、保護者に記入してもらう。その他特に確認が必要な場合は、仕送りが確認できる通帳の写しなどの提出を求めることになる。」という内容の答弁がありました。

次に、「働いている子で、親が援助している場合は支給対象か。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「児童手当に関しては広く支給する方向であり、働いている子の場合でも、同じ御飯を食べていけば食費の負担は親がしていると捉え、支給する形になると考える。今後、国からもQ&Aが出てくるため、それに沿って事務を進めていくものである。」という内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第45号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、「罰則規定について、実際に罰則を科された者がいたのか。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「条例上では規定されているが、現実には過料を科したということはない。しかし、罰則規定がないことには強制力がないため、必要な規定である。」という内容の答弁がありました。

次に、「現行の保険証が廃止になることで多くの問合せが予測されるが、今後の対応についてどう考えるか。」という内容の質疑がありました。

これに対し、「12月2日のマイナ保険証一体化に向け、保険者としては情報を正確に伝えていくことに努め、混乱が生じないようにしていきたいと考える。」という内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、反対討論として、「今回の議案は、現行の健康保険証の新規発行が令和6年12月2日に廃止されることに伴い、この条例の被保険者証の表記をなくすことである。マイナ保険証については、現行の保険証を残してほしいという意見も多くあり、このような状況下で保険証を廃止することは大きく混乱を来すことになる。せめて現行の保険証も残しながら、並行していくべきではないかと考え、反対する。」という内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、「今回提案されている蟹江町国民健康保険条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正と

なるため、賛成する。」という内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第46号は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第8 議案第44号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第45号は委員長の報告の通り可決されました。

○議長 水野智見君

日程第10 議案第46号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第46号の「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の議案は、現行の紙の健康保険証の新規発行が令和6年12月2日から廃止されることに伴い、被保険者証の表記をなくす議案であります。被保険者証をなくしてマイナンバーカードに一体化させるマイナ保険証であります。現行の紙の保険証を残してほしいという意見も多数あり、廃止されることにマイナンバーカードへの不安や疑問があります。カードを持っていても、保険証として利用している方も全国でも11%であります。特に、後期高齢者医療としても利用率が蟹江町でも7%台であります。このようなことで、現行の保険証が使いやすい、情報漏えいが心配だということではないのでしょうか。また、医療機関や介護施設などの現場からも、現行の保険証を残してほしいという声も上がっています。

このような状況の下で、保険証の廃止をすることは大きく混乱を来すことになり、現行の健康保険証を残すべきであると考えますので、このような理由で反対討論といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は、議案第46号について、賛成の立場から討論申し上げます。

今回提案されている蟹江町国民健康保険条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正となります。したがって、本案に賛成といたします。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、保険医療課長、こども福祉課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、教育課長の入場を許可します。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前10時22分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時23分)

○議長 水野智見君

日程第11 議案第48号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

若干、ちょっとお聞きしたいんですけど、13ページ、歳出のところでは委託料、一般質問でも安藤議員からも温泉通りの桜の話が出て、この温泉通りの改修詳細設計委託料1,800万円あります。これについて、もう少し詳細的なことをお願いしたいと思います。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

温泉通り線の歩道が、まず、樹木の成長によりましてインターロッキング等に不具合が大変多発しているという状況に今ございます。そのような中、上下水道事業等で布設工事も同時に行っております中で、来年復旧の際に抜本的な道路改修を行いたいというところで、今回、この設計業務のほうを委託をさせていただくことになりました。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そうですね。一般質問でもそういう答弁あったとおり、詳細、そこでどんな感じになっていくのかなということも質問していたんだけど、1,800万円のそこまで設計でかかるのかなって、ちょっとその辺がちょっとよく分かんないんですけど、そのときに、今、桜の樹木、今言ったとおり伐採したというのはここに含まれているんですか。設計委託料だから、それはまた別ですね。ちょっとその辺もお願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

現在、伐採してある樹木に関しましては今回とは別のものになりますので、ご承知おきいただければと思います。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

改修の設計だけの委託料ですね。将来的に何年度をめどに工事を進めていくのか、完了していくのか、その辺が決まっていたらお願いして終わりたいと思います。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

温泉通り線の改修の計画についてお答えをさせていただきます。

今年度、この、今回、設計委託料を組まさせていただいて、全ての路線の高さから全て当たり直して、現在、桜ででこぼこなっている歩道など、なるべくバリアフリーのフラット化をしていきたいと今考えております。

事業期間としましては、ある程度延長がありますので、弥富名古屋線までの延長までやりますと結構かなりの延長ありますので、4年から5年ぐらいをめどにやっていこうと今考えております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。しがたって議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、教育課長の退席と、下水道課長、保険医療課長、介護支援課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前10時28分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時29分)

○議長 水野智見君

日程第12 議案第49号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案は、精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。しがたって議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第13 議案第50号「令和6年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案は、精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。しがたって議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第14 議案第51号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案は、精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。しがたって議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第15 議案第52号「令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案は、精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。しがたって議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第16 議案第53号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案は、精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。しがたって議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここで、下水道課長の退席と会計管理者の入場を許可します。総務課長は席を移動してく

ださい。

暫時休憩します。

再開は10時45分とします。

(午前10時33分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 水野智見君

日程第17 認定第1号「令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

それでは、一般会計、令和5年度の蟹江町一般会計決算に反対する立場で討論をさせていただきます。

ポストコロナを見据えた施策や物価高騰の対応施策での令和5年度の決算であります。

歳入の面ですが、この間、社会保障に使われた額はほとんど変わっておりません。また、昨年に続き、国からの地方創生臨時交付金を活用した給付金事業などを行ってきましたが、国からの物価高騰での追加の配分のさらなる必要があると思います。大企業や富裕層の優遇税制の拡大、また、社会保障の改悪・切捨てを推進し、一層格差社会が拡大している中に、物価高でもあります。この格差と貧困の解消のためには、税金の集め方、また使い方を変えなければなりません。中でも、社会保障や子育てによる住民の命と暮らしの支援が求められています。これら、歳入の点だけでも、「国の施策だから仕方がない」ではなく、住民の暮らしや福祉をいかに応援するかである、この点についても認めるということとはできません。

歳出の点でも、低所得世帯給付金事業、また、水道補助事業、商品券発行事業など、交付金を活用した給付金や支援金に一部評価する施策もありますが、中小零細企業、また、高齢者・子育て施策にも偏りがあると判断します。また、福祉医療・子育ての分野でさらなる拡充も必要であり、総合的にも町民の暮らしの応援がまだまだ足りないと考え、住民の命と暮らしのさらなる支援を強く要望いたしまして、令和5年度の一般会計の歳入歳出決算に反対をいたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は、令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論申し上げます。

初めに、令和5年度の一般会計歳入については、町税や地方交付税等が増額となったものの、国庫支出金や町債等の減額により、前年度から3.7%減り、130億600万円余りを決算することとなりました。

歳入の約4割を占め、町の自主財源の根幹をなしている町税につきましては、昨年度に引き続き、前年度と比べまして1.6%増加しております。また、徴収率についても、前年度と同率である98.6%となっており、依然として高い水準を維持しております。これは、町民の納税意識の向上と職員の継続した滞納対策の成果として評価できます。

次に、歳出については、前年度から2.9%減り、124億3,200万円余りを決算することとなりました。

令和5年度は、急速に変化する社会情勢を的確に捉え、住民の生命と暮らしを守りながらも、ポストコロナを見据えた施策や物価高騰に対応するための施策を進めるため、各種事業が展開されました。国の地方創生臨時交付金を活用して、低所得世帯支援給付金の支給や、小中学校の給食費の負担軽減事業、水道料金の負担軽減事業などを実施し、住民の経済的負担を軽減したことは、適時・的確な事業展開であったと評価するものであります。

また、コロナ禍により人の往来を伴う交流を断念していた、アメリカ合衆国イリノイ州マリオン市との姉妹都市交流を再開し、マリオン市長も参加する使節団を招き交流を図ることができたことは、交流のさらなる発展の大きな一歩であり、両市町の絆をより一層深めたものとして評価するとともに、今後の交流に期待するものであります。

次に、いわゆるインフラの整備事業のほうに目を向けてみますと、JR蟹江駅の自由通路等整備事業が完了した次のステップとして、南駅前線の整備事業が本格化しております。また、近鉄富吉駅の南地区では、新市街地整備事業が着々と進められております。これら、将来の蟹江町発展の新たな礎の完成に大いに期待を寄せるものであります。

最後に、令和6年度へ繰越しすることとなった蟹江小学校と蟹江中学校におけるトイレ改修事業につきましては、児童の教育環境の向上につながる重要な事業であり、確実な事業完遂を期待します。

以上のように、令和5年度の決算は、物価高騰に対応するための事業をはじめ、町長を先頭に職員全員が一丸となって知恵を絞り、健全な行財政運営が行われた結果であり、所期の目的は達成されたと考えております。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、社会経済活動が戻りつつある1年であったと感じる一方、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う世界的な原材料価格の高騰に加え、急激な円安による食料品やガソリン価格などが高止まり状態にあり、不安定な国際情勢や経済情勢は住民生活に大きな影響を及ぼしております。

町の行財政を取り巻く情勢は、今後も厳しいものが続くと考えるところではありますが、町当局には、今後も社会情勢の変化に対して的確に対応していくとともに、町政の持続可能な発展のためのまちづくりを推進していただくことを切に希望し、決算認定に賛同するものであります。

最後に、各議員のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、認定第1号「令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の賛成討論といたします。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありますか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

認定第1号「令和5年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第18 認定第2号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸です。

令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

この国民健康保険の特別会計は、平成30年度より愛知県が事業主体となり一体的に運営されることとなったことでの令和5年度の決算であります。繰越金1億3,700万円、基金2億円もあり、基金に至っては取り崩すこともなくこのような状況が続いております。県単位化となり保険給付の心配がなくなったことでここまでの基金は必要がありません。今後、法定外繰入れの解消や保険料・税の水準の統一化の見直しで、保険税のさらなる増税は妥当ではなく、国民皆保険制度として年金生活者などの所得の低い階層が多く加入をしている現状であります。この国保制度に、国また県の支出金を元に戻すように要望していただき、子供の均等割など、独自減免制度拡充をお願いし、国保税の引下げを求めたいと思います。

このような理由によって、令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計決算に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○10番 富田さとみ君

10番 新生クラブ 富田さとみです。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行した1年でした。

保険給付金総額は、令和4年度比6,128万円増の21億1,722万円となりました。これは、令和4年度の保険給付費が前年度と比較し大きく減少した反動によるものです。

国民健康保険制度は、住民の健康保持増進に貢献するものであります。今後とも、給付と負担の公平を図るとともに、収納率の向上に一層努力されるよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他にありますか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第2号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第19 認定第3号「令和5年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第20 認定第4号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」

て」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸です。

令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

介護保険事業での第8期の保険料が基準額である第5段階で5,500円である保険料の最終年度の決算であります。令和5年度で介護給付費準備基金では取崩し額5,000万円引いても9,300万円積み増しをし、令和5年度末で4億9,300万円に達し、次年度繰越金も1億4,500万円の決算となっています。

そもそも、準備基金は3年で使い切るのが本来の役割であります。このような決算から見ても、取り過ぎた保険料であり、被保険者に還元すべきであります。この決算を見据えて、第9期の保険料を100円引下げ、5,600円ありますが、まだまだ基金を残している状況であります。

また、高齢者の家庭を直撃し、生活を圧迫する介護保険料、いざサービスを受けようと思ってもサービスを受けられない、高くて利用料を払えない、保険あって介護なしの状況があります。総合事業においても、給付費の抑制目的でサービス低下につながる危険性もまだまだ考えられます。

よって、介護保険料の引下げや利用料の減免を充実させていくことが今後ますます必要だと考えますので、令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計決算に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○14番 佐藤 茂君

14番 新風 佐藤茂です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

歳入の介護保険料は、前年度に比べ、約36万円、約0.05%増となり、ほぼ横ばいとなっております。一方で、提供するサービス料や保険給付費、また、被保険者も増加の一途にあり、歳出の保険給付費は、令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に移行したことも影響し、前年度に比べ、約1億2,000万円、約7.5%増の約24億3,600万円でした。ますます進む高齢化社会の中で、今後も引き続き、家族等も含め、適切な支援、健全な制度運営を行っていただくことをお願いし、賛成させていただきます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

認定第4号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって認定第4号は原案のとおり認定されました。

ここで、介護支援課長の退席と、下水道課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前11時04分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

○議長 水野智見君

日程第21 認定第5号「令和5年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第22 認定第6号「令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

令和5年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計決算に反対する立場で討論をいたします。

そもそも、この後期高齢者医療保険制度は、発足以来、75歳という年齢で医療給付や健康診断などを扱う年齢による医療的差別制度だと強く言ってきました。そして、この制度自体、2年ごとに保険料の見直しが行われることになっており、基本的に被保険者が増えれば、ほ

ば自動的に保険料が引き上げられることにつながっております。

このような状況で、特に低所得者にとっては厳しい現状であります。そもそものこの制度自体に反対でありますので、令和５年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計決算について反対いたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○７番 三浦知将君

７番 新政会 三浦知将です。

私は、令和５年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論申し上げます。

後期高齢者医療保険は、高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう社会全体で支える制度です。

2025年には、団塊の世代が全て75歳を迎え、後期高齢者医療保険制度の安定化が求められます。今後も、高齢者の方が安心して適切な医療を受けることができるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携しながら健全な保険制度運営を行うよう一層努力されることを要望し、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他にありますか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決します。

認定第６号「令和５年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって認定第６号は原案のとおり認定されました。

ここで、保険医療課長の退席と、水道課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前11時08分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

○議長 水野智見君

日程第23 認定第７号「令和５年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

令和5年度の蟹江町水道事業決算認定に反対する立場で討論をさせていただきます。

水道事業は、全て独立採算制で運営することが基本であります。水道使用料で収益的支出4,700万円の純利益を上げ、利益剰余金についても5億2,000万円であります。

令和4年度の決算よりも減っているとしても、利益をここまで上げる必要はありません。建設改良事業は企業債で事業を進めることを求めたいと思います。そして、時代に沿った料金体系に努力するならば、今の格差社会であるからこそ、水道料金また基本料金の使用水量を含めた見直しを考えるべきだと思います。

よって、このようなことで、水道事業の利益処分また決算認定に反対をさせていただきます。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○3番 志治市義君

3番 新風 志治市義です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

令和5年度の水道事業におかれては、建設改良事業では計画的に基幹道路の耐震化並びに老朽管の布設替え工事を施工され、安心、安全な水道水の安定供給を図っていただきました。

また、収益的収支では、経常収支として、税込みで8,465万1,000円の純利益となり、資本的収支では2億8,399万8,000円の不足となっております。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金1,531万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億823万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,682万9,000円、建設改良積立金1億2,362万3,000円をもって補填をされています。

今後、水需要の減少、施設の老朽化、水道事業経営に厳しいものがあると思いますが、住民の生活を守るライフラインとして、災害に強い安心、安全な水道水の供給を推進されることを要望いたしまして、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第7号「令和5年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第24 認定第8号「令和5年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっていますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 水野智見君

日程第25 発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案説明を求めます。

飯田雅広君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○5番 飯田雅広君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月24日提出。

提出者、蟹江町議会議員、飯田雅広。

賛成者、蟹江町議会議員、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、佐藤茂、同、安藤洋一、同、吉田正昭、同、山岸美登利。

朗読をもって提案に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面してい

る。本年度は、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日、愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(5番議員降壇)

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第26 発議第3号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」を議題とします。

提案説明を求めます。

板倉浩幸君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○6番 板倉浩幸君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第3号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月24日提出。

提出者、蟹江町議会議員、板倉浩幸。

賛成者、蟹江町議会議員、伊藤俊一、同、佐藤茂、同、安藤洋一、同、吉田正昭、同、山岸美登利、同、飯田雅広。

意見書案を朗読して提案と代えさせていただきます。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和6年9月24日、愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上、提案をさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(6 番議員降壇)

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで、水道課長、下水道課長、会計管理者の退席と、住民課長、給食センター所長、教育課長の入場を許可します。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前11時25分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時27分)

○議長 水野智見君

日程第27「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定しました。

お諮りします。

精読となっていました、議案第54号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」から議案第60号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教

材購入契約の締結の追認について」までの計7案をこの際日程に追加し、議題としたいと思っています。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって7案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第28 議案第54号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

お諮りします。

議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第29 議案第55号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。

議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第30 議案第56号「給食用食器購入契約の締結の追認について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。

議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第31 議案第57号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。

議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第32 議案第58号「蟹江町庁舎施設備品購入契約の締結の追認について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。

議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第33 議案第59号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

お諮りします。

議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第34 議案第60号「教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結の追認について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

お諮りします。

議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和6年第3回蟹江町議会定例会を閉会します。

(午前11時34分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

蟹江町議会議長

水 野 智 見

3 番 議 員

志 治 市 義

4 番 議 員

石 原 裕 介